



# 対策支援金

## 申請期間

令和5年12月28日(木)まで

令和5年11月1日(水)より受付開始

## 支給額

**5万円**を支給します

## 対象者

次の要件のすべてを満たす者としてします。

- (1)令和5年8月31日(木)時点において町内に本社又は主たる事業所を有する商工業者であること。(大企業、直営チェーン店は除く)
- (2)個人事業主の場合は、主たる収入として事業による売上「事業収入」を得ている事業者であり、事業所得の内、営業等の区分で確定申告を行っている者であること。
- (3)法人の場合は、事業活動による収入があること。
- (4)今後も事業を継続する意思があること。
- (5)以下のいずれにも該当しないこと。
  - ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う個人事業主、法人
  - ・暴力団、暴力団員等の反社会的勢力に属する者、暴力団、暴力団員等と密接な関係を有するもの、代表者、役員が暴力団員等となっている法人
  - ・政治団体 ・宗教上の組織又は団体 ・協同組合等の組合(営利事業を行う組合を除く)
  - ・一般財団法人、公益財団法人、一般社団法人、公益社団法人、学校法人、医療法人、農事組合法人、社会福祉法人、NPO法人など
  - ・その他本支援金の趣旨、目的に照らして適当でないと認められる個人事業主又は法人(会社員による副業等又は主たる収入が農業収入、不動産収入の事業者)

本事業は上記の大口町内中小企業者全体を対象とするものです。

# エネルギー価格高騰対策支援金 詳細

## 1. 目的

エネルギー価格の急激な上昇が事業環境に大きな影響を及ぼし、町内の中小事業者に深刻な経営上の問題をもたらしていることから、町内の中小事業者の事業継続を支援するために支援金を支給するものです。

## 2. 申請方法及び提出先

### ①申請方法

郵送(令和5年12月28日(木)必着) ※郵送費は申請者負担

### ②申請書類

申請書兼請求書その他必要書類を添えて、申請期間中に郵送

(1)交付申請書兼請求書 (2)誓約書 (3)通帳の写し (4)事業所確認書類

申請書等は商工会ホームページよりダウンロード又は、窓口配布書類をご利用ください。

商工会ホームページ <https://www.ooguchi.or.jp/>

### ③提出先

〒480-0145

丹羽郡大口町丸二丁目8番地

大口町商工会 エネルギー価格高騰対策支援金担当 宛

## 3. 申請後から支援金支給までの流れ

### ①申請書審査

申請書受付後、大口町商工会で書類審査を行います。書類の不備や記載内容に不明な点がある場合は、電話等にて確認させていただきます。

### ②支援金支給

審査完了後、書類審査で支給が決定された方に、ご指定の口座に振込みいたします。

## 4. 注意事項


①申請は1事業者につき1回です。

②本支援金を受給後に、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、本支援金を返還していただきます。

③ご記入いただきました個人情報、本事業に関する以外は使用しません。

④本支援金は課税対象となります。

## お問い合わせ先

 大口町商工会 〒480-0145 丹羽郡大口町丸二丁目8番地

Tel 0587-95-2557(月曜～金曜:祝日を除く 8時30分～17時15分)

Mail [ooguchi.shokokai@eos.ocn.ne.jp](mailto:ooguchi.shokokai@eos.ocn.ne.jp)

大口町商工会  
ホームページは  
こちら

